

警 察 署 協 議 会 会 議 録

飯塚警察署協議会

開催年月日時	令和8年5月28日 午後4時15分 から 令和8年5月28日 午後5時20分 まで	
開催場所	飯塚警察署 大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下8名
	警 察 署	署長、会計管理官、地域管理官、刑事管理官、 総務課長、留置管理課長、会計課長、刑事第一課長、 刑事第二課長、交通課長、警備課長
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】 地域の安全は生活の基盤となるものであり、私達が安心して暮らしていけるのは治安を担う警察によるものが大きいと思っている。 新体制となった警察署協議会においても、引き続き闊達な意見交換を行い、飯塚警察署の活動を支えていきたいと考えていることから、協力をお願いする。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】 本年3月3日付で飯塚警察署長に着任し、署員一体、ワンチームとなって各種警察活動を展開している。 警察署協議会は、署の業務運営に民意を反映させ、その在り方について住民代表の委員から意見を聴くための機関であるので、忌憚のない意見・要望をいただき、警察署の業務運営に活かしていきたい。 飯塚署管内の治安情勢は大変厳しく、刑法犯認知件数、交通事故発生件数、特殊詐欺の被害総額のいずれも増加傾向にあるため、治安情勢が多様化・複雑化する中、これら増加している犯罪の予防、検挙という大きな治安課題に取り組んでまいり所存である。</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察署協議会会長連絡会議報告 飯塚警察署協議会の活動報告について 2 治安情勢報告 社会の変容に即した治安対策について 		

議 事 概 要

【飯塚警察署の業務運営に対する意見要望】

○ 委員から「4月に自転車の交通ルールが改正されたが、分かりづらい。ルール改正について気を付ける点、また、子供等にどう伝えたらいいか教えてほしい。」旨の質疑があり、交通課長から「自転車の交通ルールは原則以外の例外が多く、戸惑う要因になっていると思うが、原則が一番安全な通行方法を示すものになっているので、まずは原則規定から伝えていただくのが安心だと考えている。」旨の回答があった。

また、署長から「16歳以上の自転車の運転者が一定の交通違反（反則行為）をした場合、交通反則通告制度による違反処理の対象となるが、この場合であっても即検挙されるとは限らず、原則は指導警告を行うこととなっている。しかしながら、

- ・ 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- ・ 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

は検挙の対象となるため、運転には十分注意していただきたい。なお、福岡県警のホームページには、eチャリ・ラーニング『自転車の学校』という子供向けのサイトも掲載しているので、利用していただきたい。」旨の回答があった。

○ 委員から「地域で交通教室を開催する際、講師として警察官に来てもらえるのか。」旨の質疑があり、交通課長から「講師の派遣は可能である。なお、交通教室への派遣要望が多いため、連絡をいただければスケジュールを調整し、可能な限り対応する。」旨の回答があった。

○ 委員から「大きな事件が発生したとき、警察ではどのような初動対応をしているのか知りたい。」旨の要望があり、総務課長から「次回の警察署協議会において、議事にする方向で検討する。」旨の回答があった。

【閉会】